

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

START

現在、笠松町から児童手当（特例給付）を受給していますか？

はい

大学生年代の子（H14.4.2生まれ～H18.4.1生まれ）を養育しており、3人以上のきょうだいがいますか？

いいえ

A 手続き不要

高校生年代の子がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯で増額対象となる場合は、町で公簿等で確認後、増額とし、額改定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

B 手続き必要

【提出書類】

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

はい

C 手続き必要

【提出書類】

- ・ 認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

いいえ

お子さんを養育している方の中で、所得が高い方の職業は公務員ですか？

はい

勤務先にお問い合わせください

いいえ

所得が高い方の住所地（住民票のある住所）は笠松町ですか？

はい

所得の高い方の住所地にお問い合わせください

いいえ

大学生年代の子（H14.4.2生まれ～H18.4.1生まれ）を養育しており、3人以上のきょうだいがいますか？

はい

D 手続き必要

- 【提出書類】
- ・ 認定請求書

いいえ

※同封する「監護相当・生計費の負担についての確認書」は大学生年代の子までを含めて3人以上きょうだいがいる場合のみ必要です。

※支給対象児童（高校生年代以下児童）のうち、住所が笠松町以外に在住している場合は「別居監護申立書」が必要です。詳しくは、福祉子ども課へおたずねください。

※窓口申請される方は、下記のものをお持ちください。

- ・ 請求者名義の銀行口座のコピーと健康保険証のコピー
- ・ （大学生年代の子を養育されている方のみ）大学生年代の子のマイナンバーがわかるものと健康保険証のコピー